

1. 目的

近畿大学工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、「社会に貢献するための広い視野からものづくりを考え、それぞれの専門分野の知識と工学的素養をもって、考えたものを実現していく創造力あふれる実践的技術者」を「育成する技術者像」として掲げ、教職員が一体となって「学生の個性を生かし、幅広い分野で活躍できる人材育成に努め」ています。

「障害者基本法」の理念に則り、また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づいた「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づく障がい学生支援もその一つであります。障がいのある学生の修学上の諸問題に対し、合理的配慮の範疇で必要な支援策を策定、実施し、障がい学生が学ぶ喜び、生きる喜びを有することができるよう支援、配慮します。

障がいの有無にかかわらず、すべての学生が共に学び、共に生きる、誰もが支え合い自立して暮らせるという共生社会の実現に貢献できるよう、教育的価値のある活動を行うため、本ガイドラインを定めます。

2. 基本方針

●科・コースにおける担当者の配置

障がい学生支援は、障がい学生の所属する科・コースの教育組織が支援活動で主体的な役割を担えるよう、各科・コースに教職員による障がい学生担当者をおきます。

●全校的な支援の確立

障がい学生支援は、コミュニケーションセンター、科・コースの障がい学生担当者や保健管理センターなどの関係部署と連携を密にし、支援活動が円滑に進むよう、全校的支援の確立を図ります。

●柔軟な対応

障がい学生支援は、障がいの特性、種類、程度、進行などさまざまですから、柔軟に対応することが求められることに鑑み、個々の障がい学生にとって合理的配慮の範疇で必要かつ可能な支援から始め、支援の改善を継続して検討していきます。

●障がい学生の主体的な関わり

支援に当たっては、障がい学生が主体的に関わりやすい環境に留意します。周りの人による支援だけでなく、将来の自立に向けた、本人の問題解決能力や障がいを軽減する技術の習得等も視野に入れた対応をする必要があります。

●共学の意義

障がいのある学生と障がいのない学生が共に学ぶ環境は、お互いの理解に役に立ちます。障がい学生支援は障がい学生だけのための活動ではなく、すべての学生にとって教育的な価値がある活動である、という位置づけをします。

3. 支援活動

1) 支援の対象者

本校本科生、専攻科生を対象とします。

2) 支援の範囲

障がいはその特性、種類、程度、進行などさまざまですから、障がい学生にとって必要となる支援の内容と本校が対応可能な支援等を話し合いながら支援範囲を決定します。

3) 支援活動の内容

支援活動は、障がい学生の状況に応じ具体的個別的に対応します。その他、支援活動に対する理解を深め、障がいのない学生、教職員なども積極的に参加できるよう、セミナーや研修会などを開催します。

4) 支援体制

支援については、入学前あるいは入学後、支援を要望する者とその保護者、科・コース等の担当者、学生部、入試部、保健管理センター、進路指導部などが、要望と本校のできる支援についての話し合いを行い、関係する学内・学外の組織とその結果を共有し支援体制を構築していきます。特に受験科目や授業内容によって何らかの支援や配慮が必要な場合は、科目担当者に連絡、協同して障がい学生の学習・教育環境の整備を図っていきます。

コミュニケーションセンターは、これまで述べてきたような支援活動を円滑に推進していくため、情報の共有化、一元化を図ります。

本校の障がい学生支援に関わるすべての学内・学外の関係者は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に従い、障がい学生の個人の保護に最大限の配慮をします。